

宅地造成及び特定盛土等規制法に 基づく許可申請の手引き

(令和 7 年 4 月改訂版)

旭川市 地域振興部 都市計画課

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き

第1章 概要

第1節 法律の目的

1 法律の目的	1-1
2 用語の定義	1-1
3 規制区域及び規制対象規模	1-3
4 許可又は届出を要しない行為	1-6
5 申請手数料	1-8
6 土地の保全等の責務	1-9
7 関係する法令及び問い合わせ窓口	1-9

第2章 許可申請書等の手続き

第1節 許可事務の主な流れ

1 手続きの流れ	2-1
2 事前相談	2-3
3 資格を有する者の設計が必要な対象工事及び設計者の資格	2-3
4 住民への事前周知について	2-4
5 許可証の交付又は不許可の通知	2-4
6 許可等の公表	2-4
7 標識の掲示	2-5
8 標準処理期間	2-5

第2節 手続きの種類

1 届出が必要な行為	2-6
2 工事の許可	2-9
3 工事着手の届出	2-13
4 中間検査	2-13
5 定期報告	2-13
6 完了検査	2-14

第3節 許可の変更、廃止等

1 許可の内容を変更するとき	2-15
2 届出の内容を変更するとき	2-15
3 許可の内容の軽微な変更をするとき	2-15
4 許可の中止、廃止又は再開をするとき	2-15

第3章 技術基準

第1節 技術的基準の概要	3-1
--------------	-----

第2節 法令で定められた技術的基準	3-1
-------------------	-----

第4章 行政処分

第1節 行政処分の種類について	4-1
第2節 監督処分について	4-1
第3節 改善命令について	4-1
第4節 罰則について	4-2

第5章 各種様式

第1節 様式一覧	5-1
----------	-----

~~~~~

最新の旭川市の「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き」は、下記の本市ホームページからダウンロードできます。

アドレス：<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/401/406/zoseikaihatu/p007793.html>

二次元コード：



## 第1章 概要

### 第1節 法律の目的

#### 1 法律の目的（法第1条）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的としています。

#### 2 用語の定義

| 用語    |             | 定義                                                                                                                                                                                                    | 条項                  |
|-------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 法令名等  | 盛土規制法、法（新法） | 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）                                                                                                                                                                          |                     |
|       | 旧法          | 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法                                                                                                                                                         |                     |
|       | 政令          | 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）                                                                                                                                                                        |                     |
|       | 省令          | 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）                                                                                                                                                                      |                     |
|       | 条例          | 旭川市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（平成13年条例第30号）                                                                                                                                                                    |                     |
|       | 規則          | 旭川市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（平成13年規則第47号）                                                                                                                                                                    |                     |
| 規制区域  | 宅地造成等工事規制区域 | 市街地や集落等、人家等がまとまって存在し、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるとして指定した区域                                                                                                                                                   | 法第10条               |
|       | 特定盛土等規制区域   | 市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるとして指定した区域                                                                                                                                            | 法第26条               |
| 宅地    |             | ①農地等<br>農地、採草放牧地、森林<br>②公共施設用地以外の土地<br>公共施設用地とは、道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設<br>※建築物を伴わない駐車場・資材置場等についても宅地とみなします。<br>※土地区画整理法・宅地建物取引業法・不動産登記法等でいう宅地とは定義が異なりますので、注意してください。 | 法第2条第1号、政令第2条、省令第1条 |
| 宅地造成  |             | 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令第3条で定めるもの。                                                                                                                                                         | 法第2条第2号、政令第3条       |
| 宅地造成等 |             | 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の総称                                                                                                                                                                                  | 法第10条               |
| 特定盛土等 |             | 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令第3条で定めるもの。                                                                                                                | 法第2条第3号、政令第3条       |

| 用語      | 定義                                                                                                                                               | 条項                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 土石の堆積   | 宅地又は農地等において行う土石の堆積で、政令第4条で定めるもの（5年以内に当該土石を除却するものに限る。）                                                                                            | 法第2条第4号、<br>政令第4条 |
| 通常の営農行為 | 通常の生産活動並びには場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地表面の標高差が都道府県等が定める値を超えないもの、暗きょ排水の新設及び改修等、盛土規制法の規制対象とならない行為                          |                   |
| 規制対象規模  | 盛土規制法に基づく許可・届出対象となる規模であり、改善命令等の対象となる規模                                                                                                           | 政令第3条、<br>政令第4条   |
| 許可対象規模  | 許可の対象となる規模<br>宅地造成等工事規制区域：政令第3条、第4条<br>特定盛土等規制区域：政令第23条、第35条                                                                                     |                   |
| 技術的基準   | 許可対象となる盛土等に関する工事の技術的基準                                                                                                                           | 法第13条、<br>法第31条   |
| 工事主     | 盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者                                                                                                         | 法第2条第7号           |
| 土地所有者等  | 土地の所有者、管理者または占有者                                                                                                                                 |                   |
| 崖       | <p>地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地で硬岩盤以外のもの。<br/>なお、「崖面」とはその地表面をいいます。</p> <p>○ 崖、崖面の例                      ○ 崖ではないものの例</p> <p>※30度以下の場合は、崖と判断しません。</p> | 政令第1条第1号          |
| 一体の崖    | <p>小段等によって上下に分離された崖。</p> <p>○ 一体の崖<br/>A地点が30度ラインより上にあるため上下一体の崖となります。</p> <p>○ それぞれ別の崖<br/>A地点が30度ラインより下にあるため上下それぞれ別の崖となります。</p>                 | 政令第1条第3号          |

### 3 規制区域及び規制対象規模

#### (1) 規制区域の指定（法第10条・第26条）

本市の全域が、「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」のいずれかの規制区域に指定されます。規制区域は、令和7年4月1日旭川市告示で指定します。

なお、規制区域の指定後は、おおむね5年ごとに土地利用状況等を調査し、規制区域の見直しの必要性を検討します。

また、地震や豪雨等の自然災害や開発行為等により、大規模な土地利用の変化が生じた際は、随時、土地利用状況等を調査する場合があります。

| 規制区域        | 面積           | 対象地域                                                                                                                                                       |
|-------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宅地造成等工事規制区域 | 31,262 ヘクタール | 市街化区域<br>市街化調整区域及び都市計画区域外における次の区域<br>1) 都市計画法第34条第1項第12号区域（西神楽聖和地区、東旭川町旭正地区）<br>2) 2戸以上の人家（原則30m <sup>2</sup> 以上）が50m以内で連なって建っている区域<br>3) 2)の周囲概ね500m以内の区域 |
| 特定盛土等規制区域   | 43,504 ヘクタール | 宅地造成等工事規制区域を除く、本市全域                                                                                                                                        |

※市街化区域は全域が宅地造成等工事規制区域に該当します。

個別の土地がいずれかの規制区域に該当するかは、地図システム（GIS）を使用した旭川市都市計画情報システムを使って調べることができます。

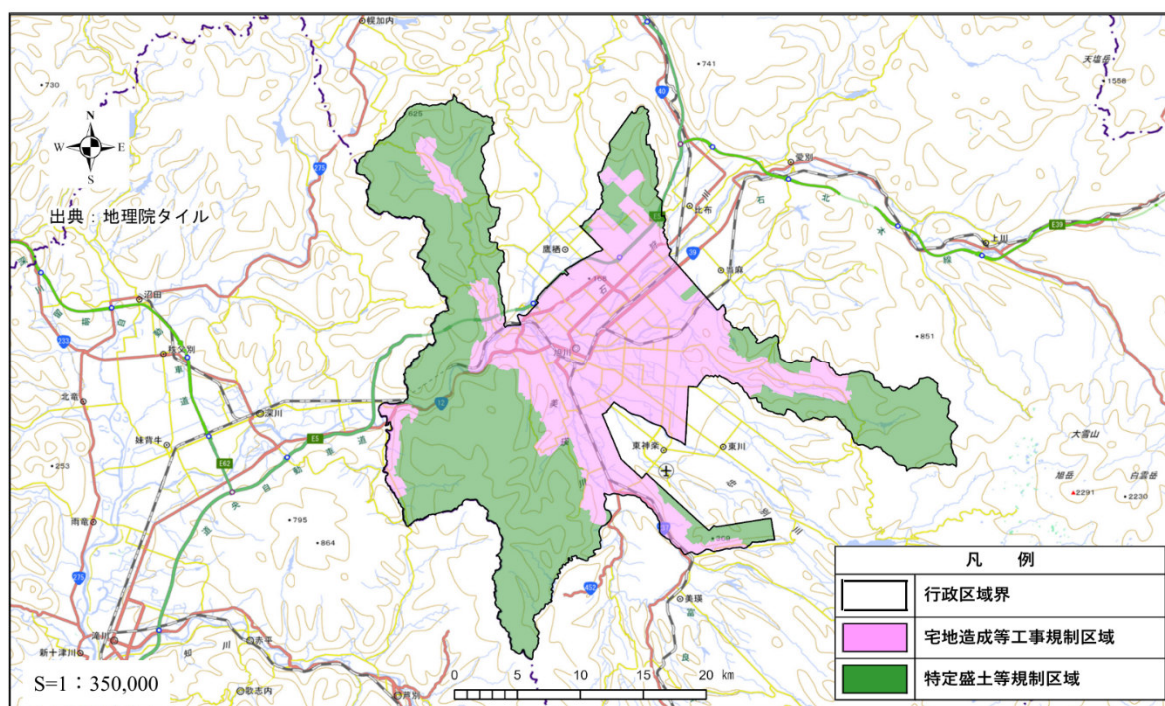
下記の本市ホームページにて、ご確認ください。

アドレス：<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/700/735/747/751/d076283.html>

二次元コード：



【規制区域図】



(令和7年4月1日指定)

## (2) 規制対象規模

### 1) 宅地造成等工事規制区域

「宅地造成等工事規制区域内」において行われる、一定規模以上（政令第3条及び第4条）の造成工事については、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項本文に基づく許可（以下「許可」という。）を受けなければなりません。

なお、その工事が都市計画法に基づく開発許可を要する場合には、開発許可を受けることにより宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可は不要となります。

### ■許可等の対象となる行為

表3-1-1 許可申請及び完了検査申請（法第12条・政令第3条・政令第4条）

| 行為区分          | 申請が必要となる盛土・切土の規模                   |
|---------------|------------------------------------|
| 宅地造成<br>特定盛土等 | ①盛土で高さ1m超の崖                        |
|               | ②切土で高さ2m超の崖                        |
|               | ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（同表内①、②を除く）   |
|               | ④盛土で高さ2m超（同表内①、③を除く）               |
|               | ⑤盛土又は切土で30cmを超える面積500㎡超（同表内①～④を除く） |
| 土石の堆積         | ①堆積の高さ2m超 ※3                       |
|               | ②堆積の高さが30cmを超える面積500㎡超             |

※許可を受けた工事の計画に変更がある場合は、変更許可が必要です。（法第16条第1項）

表3-1-2 中間検査申請（法第18条・政令第23条）

| 行為区分          | 申請が必要となる盛土・切土の規模                     |
|---------------|--------------------------------------|
| 宅地造成<br>特定盛土等 | ①盛土で高さ2m超の崖                          |
|               | ②切土で高さ5m超の崖                          |
|               | ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（同表内①、②を除く）     |
|               | ④盛土で高さ5m超（同表内①、③を除く）                 |
|               | ⑤盛土又は切土で30cmを超える面積3,000㎡超（同表内①～④を除く） |

※土石の堆積は、事後的確認が可能なため対象外

表3-1-3 定期報告（法第19条・政令第25条第2項）

| 行為区分          | 定期報告が必要となる盛土・切土の規模                   |
|---------------|--------------------------------------|
| 宅地造成<br>特定盛土等 | ①盛土で高さ2m超の崖                          |
|               | ②切土で高さ5m超の崖                          |
|               | ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（同表内①、②を除く）     |
|               | ④盛土で高さ5m超（同表内①、③を除く）                 |
|               | ⑤盛土又は切土で30cmを超える面積3,000㎡超（同表内①～④を除く） |
| 土石の堆積         | ①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ※3              |
|               | ②堆積の高さが30cmを超える面積3,000㎡超             |

表3-1-4 軽微な変更の届出（法第16条1項ただし書き・省令第38条）

| 行為区分          | 届出が必要となる軽微な変更                                                                                                              |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宅地造成<br>特定盛土等 | ・工事主、設計者又は工事施工者の氏名若しくは名称又は住所の変更<br>・工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更                                                              |
| 土石の堆積         | ・工事主、設計者又は工事施工者の氏名若しくは名称又は住所の変更<br>・工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更<br>[変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間）が変更前の工事予定期間を超えないものに限る。] |

## 2) 特定盛土等規制区域

「特定盛土等規制区域内」において行われる、一定規模以上（政令第3条及び第4条）の造成工事については、宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項本文に基づく届出又は第30条第1項本文に基づく許可（以下「許可」という。）を受けなければなりません。

なお、その工事が都市計画法に基づく開発許可を要する場合には、開発許可を受けることにより宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可は不要となります。

### ■許可等の対象となる行為

表3-2-1 届出（法第27条・政令第3条・政令第4条）

| 行為区分          | 届出が必要となる盛土・切土の規模                   |
|---------------|------------------------------------|
| 宅地造成<br>特定盛土等 | ①盛土で高さ1m超の崖                        |
|               | ②切土で高さ2m超の崖                        |
|               | ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（同表内①、②を除く）   |
|               | ④盛土で高さ2m超（同表内①、③を除く）               |
|               | ⑤盛土又は切土で30cmを超える面積500㎡超（同表内①～④を除く） |
| 土石の堆積         | ①堆積の高さ2m超 ※3                       |
|               | ②堆積の高さが30cmを超える面積500㎡超             |

※届出をした工事の計画に変更がある場合は、変更の届出が必要です。（法第28条第1項）

表3-2-2 許可申請及び完了検査申請（法第30条・政令第3条・政令第4条）

| 行為区分          | 申請が必要となる盛土・切土の規模                     |
|---------------|--------------------------------------|
| 宅地造成<br>特定盛土等 | ①盛土で高さ2m超の崖                          |
|               | ②切土で高さ5m超の崖                          |
|               | ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（同表内①、②を除く）     |
|               | ④盛土で高さ5m超（同表内①、③を除く）                 |
|               | ⑤盛土又は切土で30cmを超える面積3,000㎡超（同表内①～④を除く） |
| 土石の堆積         | ①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ※3              |
|               | ②堆積の高さが30cmを超える面積3,000㎡超             |

※許可を受けた工事の計画に変更がある場合は、変更許可が必要です。（法第35条第1項）

表3-2-3 中間検査申請（法第37条・政令第32条・政令第23条）

| 行為区分          | 申請が必要となる盛土・切土の規模                     |
|---------------|--------------------------------------|
| 宅地造成<br>特定盛土等 | ①盛土で高さ2m超の崖                          |
|               | ②切土で高さ5m超の崖                          |
|               | ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（同表内①、②を除く）     |
|               | ④盛土で高さ5m超（同表内①、③を除く）                 |
|               | ⑤盛土又は切土で30cmを超える面積3,000㎡超（同表内①～④を除く） |

※土石の堆積は、事後的確認が可能なため対象外

表3-2-4 定期報告（法第38条・政令第25条第2項）

| 行為区分          | 定期報告が必要となる盛土・切土の規模                   |
|---------------|--------------------------------------|
| 宅地造成<br>特定盛土等 | ①盛土で高さ2m超の崖                          |
|               | ②切土で高さ5m超の崖                          |
|               | ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（同表内①、②を除く）     |
|               | ④盛土で高さ5m超（同表内①、③を除く）                 |
|               | ⑤盛土又は切土で30cmを超える面積3,000㎡超（同表内①～④を除く） |
| 土石の堆積         | ①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ※3              |

|  |                                            |
|--|--------------------------------------------|
|  | ②堆積の高さが 30cm を超える面積 3,000 m <sup>2</sup> 超 |
|--|--------------------------------------------|

表 3-2-5 軽微な変更の届出（法第 3 5 条 1 項ただし書き・省令第 6 8 条）

| 行為区分          | 届出が必要となる軽微な変更                                                                                                                                                                   |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宅地造成<br>特定盛土等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事主、設計者又は工事施工者の氏名若しくは名称又は住所の変更</li> <li>・工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更</li> </ul>                                                           |
| 土石の堆積         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事主、設計者又は工事施工者の氏名若しくは名称又は住所の変更</li> <li>・工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更</li> </ul> [変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間）が変更前の工事予定期間を超えないものに限る。] |

#### 4 許可又は届出を要しない行為

表 4-1 に該当する行為等は、盛土規制法の許可又は届出は不要です。

表 4-1 許可又は届出を要しない行為

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆公共施設用地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 法第 2 条第 1 項第 1 号・政令第 2 条・省令第 1 条各項                                                                              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する防衛施設</li> <li>・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                 |
| ◆災害の発生のおそれがないと認められる工事                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 法第 12 条第 1 項ただし書・法第 27 条第 1 項ただし書・<br>法第 30 条第 1 項ただし書・政令第 5 条第 1 項各号・<br>政令第 27 条・政令第 29 条第 1 項・省令第 8 条第 1 項各号 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）</li> <li>・鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事）</li> <li>・採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）</li> <li>・砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）</li> <li>・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等</li> <li>・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等</li> <li>・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等</li> <li>・土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等</li> <li>・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分</li> <li>・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事</li> <li>・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事</li> <li>・高さ 2 m 以下かつ面積 5 0 0 m<sup>2</sup>超の盛土又は切土（政令第 3 条第 5 号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが 3 0 c m を超えないものを行う工事</li> <li>・土石の堆積を行う土地の面積が 3 0 0 m<sup>2</sup>を超えないもの</li> <li>・政令第 4 条第 2 号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが 3 0 c m を超えないもの</li> <li>・工事の施行に付随して行われる土石の堆積（※注 1）であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（※注 2）又はその付近（※注 3）に堆積するもの（※注 4）</li> </ul> |                                                                                                                 |
| ◆みなし許可となる工事                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 法第 15 条各項・法第 34 条各項                                                                                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・国または都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者の協議が成立した工事</li> <li>・都市計画法第 2 9 条第 1 項、第 2 項の許可を受けて行われる工事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                 |
| ◆その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | その他法の対象外となる行為                                                                                                   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が 1 m を超えないもの）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                 |

- 注 1：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。
- 注 2：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）のうち本体の工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で 10 km 以内のものについては、工事の現場として取り扱います。
- 注 3：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。
- 注 4：工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

# 5 申請手数料（旭川市手数料条例第2条）

許可申請時又は変更許可申請時には、切土又は盛土をする土地の面積に応じて表5－1又は表5－2に掲げる申請手数料が必要です。

表5－1 許可申請・中間検査

| 行為区分          | 盛土、切土又は土石の堆積<br>に関する土地の面積                         | 許可申請<br>(完了検査含む) |
|---------------|---------------------------------------------------|------------------|
| 宅地造成<br>特定盛土等 | 500 m <sup>2</sup> 以内                             | 15,600 円         |
|               | 500 m <sup>2</sup> 超 1,000 m <sup>2</sup> 以内      | 23,500 円         |
|               | 1,000 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以内    | 34,700 円         |
|               | 2,000 m <sup>2</sup> 超 3,000 m <sup>2</sup> 以内 ※1 | 46,200 円         |
|               | 3,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以内 ※1 | 56,400 円         |
|               | 5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以内   | 77,100 円         |
|               | 10,000 m <sup>2</sup> 超 20,000 m <sup>2</sup> 以内  | 121,000 円        |
|               | 20,000 m <sup>2</sup> 超 40,000 m <sup>2</sup> 以内  | 193,000 円        |
|               | 40,000 m <sup>2</sup> 超 70,000 m <sup>2</sup> 以内  | 297,000 円        |
|               | 70,000 m <sup>2</sup> 超 100,000 m <sup>2</sup> 以内 | 421,000 円        |
|               | 100,000 m <sup>2</sup> 超                          | 545,000 円        |
| 土石の堆積         | 500 m <sup>2</sup> 以内                             | 11,500 円         |
|               | 500 m <sup>2</sup> 超 1,000 m <sup>2</sup> 以内      | 14,300 円         |
|               | 1,000 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以内    | 16,300 円         |
|               | 2,000 m <sup>2</sup> 超 3,000 m <sup>2</sup> 以内 ※1 | 18,900 円         |
|               | 3,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以内 ※1 | 23,600 円         |
|               | 5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以内   | 28,400 円         |
|               | 10,000 m <sup>2</sup> 超 20,000 m <sup>2</sup> 以内  | 36,500 円         |
|               | 20,000 m <sup>2</sup> 超 40,000 m <sup>2</sup> 以内  | 41,300 円         |
|               | 40,000 m <sup>2</sup> 超 70,000 m <sup>2</sup> 以内  | 58,200 円         |
|               | 70,000 m <sup>2</sup> 超 100,000 m <sup>2</sup> 以内 | 89,100 円         |
|               | 100,000 m <sup>2</sup> 超                          | 121,000 円        |

表5－2 変更許可申請

| 行為区分  | 盛土、切土又は土石の堆積<br>に関する土地の面積                                            | 変更許可申請<br>(完了検査含む) |
|-------|----------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 特定盛土等 | 切土又は盛土をする土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに切土又は盛土をする土地の面積との合計の面積に応じ表5－1の許可申請手数料の額 | 表5－1               |
|       | その他の変更                                                               | 12,100 円           |
| 土石の堆積 | 切土又は盛土をする土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに切土又は盛土をする土地の面積との合計の面積に応じ表5－1の許可申請手数料の額 | 表5－1               |
|       | その他の変更                                                               | 9,000 円            |

## 6 土地の保全等の責務

### (1) 宅地造成等工事規制区域（法第22条・法第23条）

宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければなりません。

宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者は、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告又は改善命令されることがあります。

※宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものにおいて同じです。

### (2) 特定盛土等規制区域（法第41条・法第42条）

特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければなりません。

特定盛土等規制区域内の土地について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者は特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告又は改善命令されることがあります。

## 7 関係する法令及び問い合わせ窓口

規制区域内での宅地造成、特定盛土等、土石の堆積に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法に関する手続きの他に、他法令における許可等が必要な場合があります。

関連法令、規制内容、担当部署は、下記の本市ホームページに掲載している「建築基準法関係法令等の事前協議について」をご確認ください。

アドレス：<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/53901/5439003/d052882.html>

二次元コード：

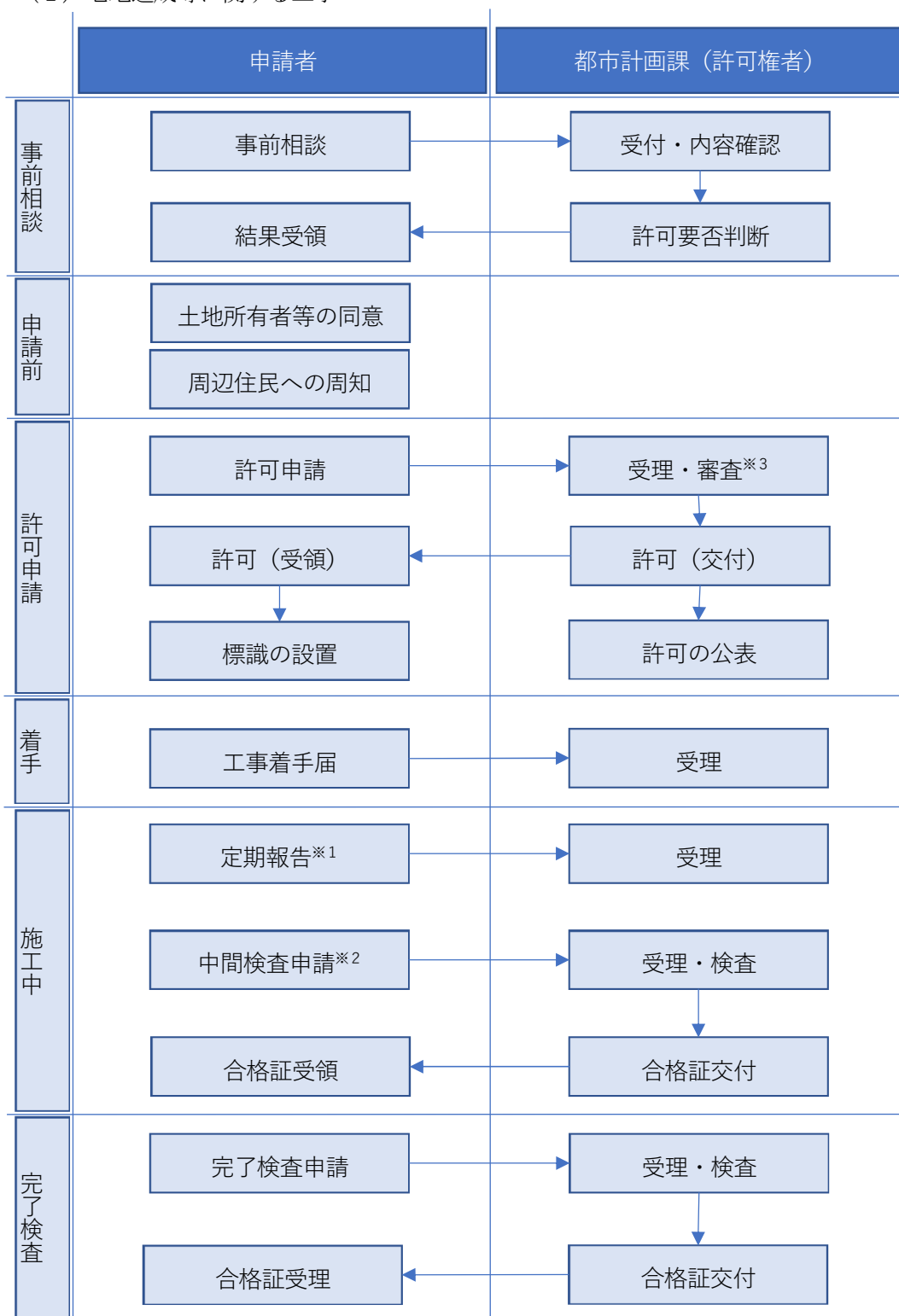


## 第2章 許可申請書等の手続き

### 第1節 許可事務の主な流れ

#### 1 手続きの流れ

##### (1) 宅地造成等に関する工事

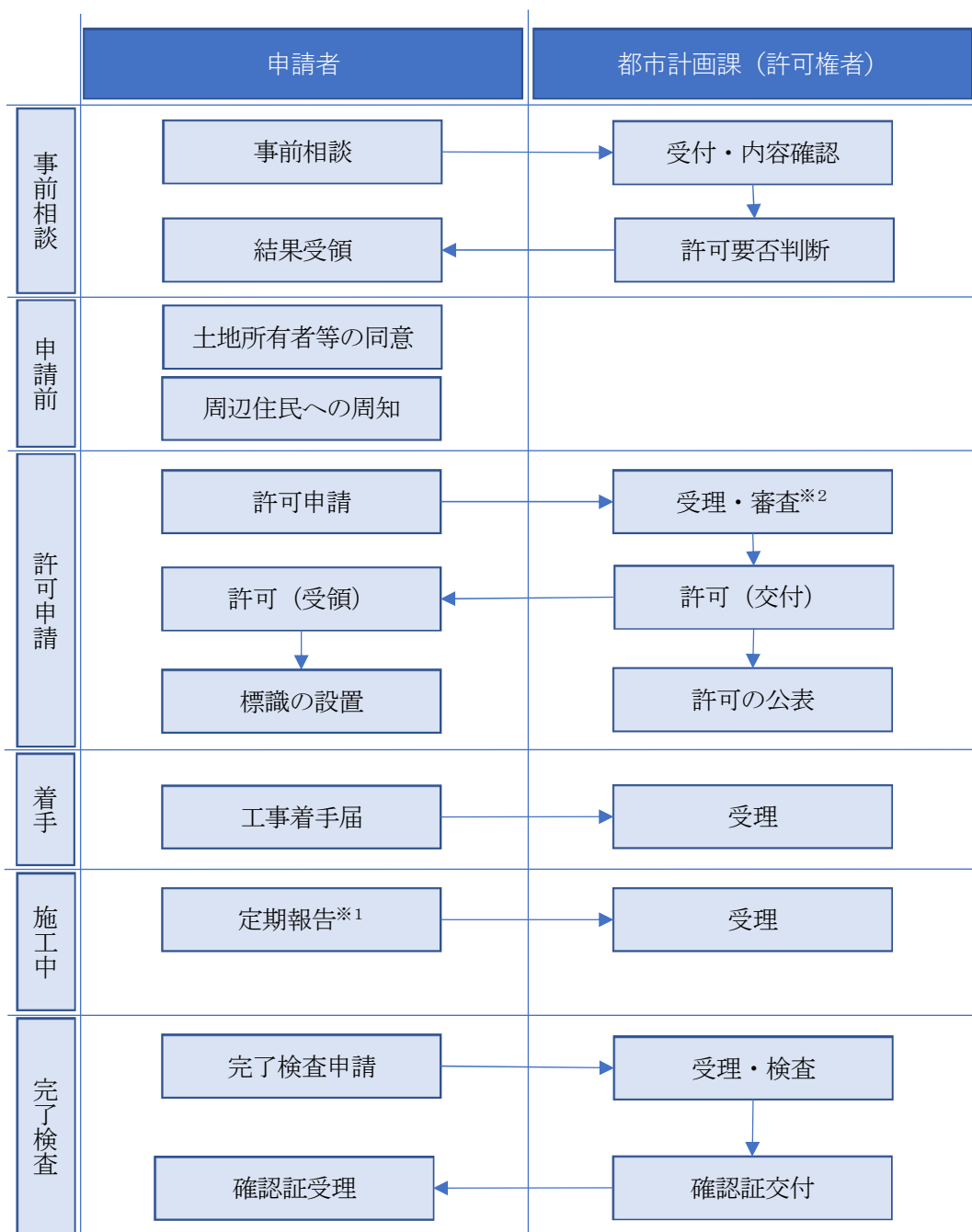


※<sup>1</sup> 施工状況について3か月ごとに報告

※<sup>2</sup> 特定工程を含む工事がある場合

※<sup>3</sup> 森林や農地が含まれる場合は合議含む

(2) 土石の堆積に関する工事



※1 施工状況について3か月ごとに報告

※2 森林や農地が含まれる場合は合議含む

## 2 事前相談

規制区域内で宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積を行う場合は、事前に関係図書を提出していただき、許可や届出が必要な工事が審査します。

相談に必要な図書は次のとおりです。すべての図書が揃っていなくても相談は可能です。

なお、相談は都市計画課窓口のみで行っており、電話や電子メールでの相談は受け付けていません。

|   | 図書の種類            | 説明                                                               |
|---|------------------|------------------------------------------------------------------|
| 1 | 位置図              | 縮尺は特に指定無し                                                        |
| 2 | 現況写真             | 宅地全体が把握できるもの                                                     |
| 3 | 公図の写し(地番図)・地積測量図 | 地積がわかるもの                                                         |
| 4 | 造成計画平面図          | 宅地内の現況高さ及び計画高さを記入<br>宅地内に既設の雨水排水施設・のり・擁壁がある場合は、その勾配・高さ・構造等について記入 |
| 5 | 横断面図             | 造成計画平面図に記載可                                                      |
| 6 | 建築物の配置図・平面図・立面図等 | 建築する場合                                                           |
| 7 | 雨水排水配置図          | 新設する場合                                                           |
| 8 | 擁壁の詳細図           | 新設する場合                                                           |
| 9 | その他の図面           | 必要に応じて                                                           |

## 3 資格を有する者の設計が必要な対象工事及び設計者の資格

### (1) 資格を有する者の設計が必要な対象工事（法第13条第2項・政令第21条）

次に該当する工事は、（2）で定める資格を有する者の設計でなければなりません。

- ・高さが5メートルを超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置

### (2) 設計者の資格（法第13条第2項・政令第22条・省令第35条）

- ① 大学において、正規の土木又は建築に関する過程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
- ② 短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）において、正規の土木又は建築の技術に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。）、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
- ③ ②に該当する者を除き、短期大学若しくは高等専門学校又は専門学校において、正規の土木又は建築に関する過程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者
- ④ 高等学校若しくは中等教育学校又は中等学校において、正規の土木又は建築に関する過程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者
- ⑤ 主務大臣が①から④に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者
  - イ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者
  - ロ 大学の大学院若しくは専攻科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
  - ハ 技術士法による第二次試験のうち建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）に合格した者
- ニ 建築士法による一級建築士の資格を有する者

#### 4 住民への事前周知について（法第11条・省令第6条）

工事主は、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請にあたり、あらかじめ工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催、書面の配布、当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともにインターネットを利用した閲覧等の方法により工事の内容を周知させるために必要な措置を講ずる必要があります。周知のための掲示期間は工事等の許可日までとします。

工事について住民への周知を行う範囲は、基本的に盛土等を行う土地が属する町内会としますが、工事の内容に応じて変更を指示する場合がありますので、事前に都市計画課へご相談してください。

また、工事について住民へ周知する際は、次の項目を必ず周知してください。

| 区分                  | 項目                                                                                                                                           |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宅地造成<br>又は<br>特定盛土等 | ①工事主の氏名又は名称<br>②工事が施行される土地の所在地<br>③工事施行者の氏名又は名称<br>④工事の着手予定日及び完了予定日<br>⑤盛土又は切土の高さ<br>⑥盛土又は切土をする土地の面積<br>⑦盛土又は切土の土量<br>⑧その他旭川市長が必要と認める事項      |
| 土石の堆積               | ①工事主の氏名又は名称<br>②工事が施行される土地の所在地<br>③工事施行者の氏名又は名称<br>④工事の着手予定日及び完了予定日<br>⑤土石の堆積の最大堆積高さ<br>⑥土石の堆積を行う土地の面積<br>⑦土石の堆積の最大堆積土量<br>⑧その他旭川市長が必要と認める事項 |

なお、溪流等として定める、次の土地において行う、高さが15メートルを超える盛土をする場合においては、宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催しなければなりません。溪流等に該当する土地は、溪床勾配10度以上の一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲を指します。

- 1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- 2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が1)の土地に類する状況を呈している土地
- 3) 1)及び2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

#### 5 許可証の交付又は不許可の通知（法第14条・法第33条）

許可申請がなされると、現地調査を行うとともに申請内容の審査を行い、技術的基準に適合していると認められる場合は、申請者に対して許可証を交付します。また、審査の結果、不許可となった場合については、その旨を文書にて通知します。

#### 6 許可等の公表（法第12条第4項・法第30条第4項・法第27条第2項・法第21条第2項）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可や届出を受理したときは、速やかに次に定める事項について、本市のホームページで公表します。

公表の期間は、「許可や届出受理後」から「工事完了後の既存盛土等調査の結果として盛土等の位置等に関する情報を引き継ぐ」までとします。

| 工事の許可等に係る公表事項 |                            |
|---------------|----------------------------|
| 1             | 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図    |
| 2             | 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日   |
| 3             | 工事施行者の氏名又は名称               |
| 4             | 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日     |
| 5             | 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ  |
| 6             | 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 |
| 7             | 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量  |

【公表するホームページ】

アドレス：<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/401/406/zoseikaihatu/p007793.html>

二次元コード：



7 標識の掲示（法第49条）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を受けた工事主又は特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出をした工事主は工事の着手日から完了日までの間、工事現場の見やすい場所に、次に定める事項を記載した標識を掲示してください。工事主が掲げる標識の様式は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識は、手引様式18によるもの、土石の堆積に関する工事の標識は、手引様式19によるものとしてください。

| 標識の記載事項 |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 1       | 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| 2       | 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日          |
| 3       | 工事施行者の氏名又は名称                      |
| 4       | 現場管理者の氏名又は名称                      |
| 5       | 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日            |
| 6       | 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図           |
| 7       | 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ         |
| 8       | 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積        |
| 9       | 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量         |
| 10      | 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先          |
| 11      | 許可又は届出を担当した部署の名称及び連絡先             |

8 標準処理期間

盛土等に関する工事の許可に係る事務の処理期間は、適正な申請書を受理した日の翌日から起算して、次の期間内を目安に許可を行います。

なお、標準処理期間に申請書の不備又は補正に要する期間は含みません。

| 許可申請の書類              | 標準処理期間 |
|----------------------|--------|
| 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可 | 30日    |
| 土石の堆積に関する工事の許可       | 14日    |

※変更許可に関する標準処理期間は定めていません。

## 第2節 手続きの種類

### 1 届出が必要な行為

#### (1) 区域指定時点で既に行われている工事（法第21条・法第40条）

規制区域が指定された際、規制区域内において既に行われている第1章第1節3（2）規制対象規模に該当する工事の工事主は、その指定があった日から21日以内に当該工事について届け出なければなりません。

（届出に必要な図書一覧）

| ■宅地造成又は特定盛土等に関する工事 |        |                                                                                |                                  |
|--------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 図書の種類              |        | 明示すべき事項                                                                        | 備考                               |
| 1                  | 届出書    |                                                                                | 手引様式10                           |
| 2                  | 位置図    | 縮尺、方位、道路及び目標となる地物                                                              |                                  |
| 3                  | 地形図    | 縮尺、方位及び土地の境界線                                                                  | 等高線は、2mの標高差を示すものとする。             |
| 4                  | 土地の平面図 | 縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 | 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 |
| 5                  | 写真     | 付近の状況                                                                          |                                  |

| ■土石の堆積に関する工事 |        |                                                                                                                                                                             |                      |
|--------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 図書の種類        |        | 明示すべき事項                                                                                                                                                                     | 備考                   |
| 1            | 届出書    |                                                                                                                                                                             | 手引様式11               |
| 2            | 位置図    | 縮尺、方位、道路及び目標となる地物                                                                                                                                                           |                      |
| 3            | 地形図    | 縮尺、方位及び土地の境界線                                                                                                                                                               | 等高線は、2mの標高差を示すものとする。 |
| 4            | 土地の平面図 | 縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 |                      |
| 5            | 写真     | 付近の状況                                                                                                                                                                       |                      |

(2) 特定盛土等規制区域内で行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（法第27条）

特定盛土等規制区域内において行われる第1章第1節3（2）規制対象規模となる行為に該当する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、当該工事に着手する日の30日前までに、当該工事の計画を届け出なければなりません。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令第5条第1項各号で定める工事については、この限りではありません。

（届出に必要な図書一覧）

| ■特定盛土等又は土石の堆積に関する工事 |          |                                                                                       |             |                                                                                                                      |
|---------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 図書の種類               |          | 明示すべき事項                                                                               | 縮尺          | 備考                                                                                                                   |
| 1                   | 届出書      |                                                                                       |             | 手引様式14<br>手引様式15                                                                                                     |
| 2                   | 位置図      | 方位、道路及び目標となる地物                                                                        | 1/10,000 以上 |                                                                                                                      |
| 3                   | 地形図      | 方位及び土地の境界線                                                                            | 1/2,500 以上  | 等高線は、2mの標高差を示すものとする。                                                                                                 |
| 4                   | 土地の平面図   | 方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置           | 1/2,500 以上  | 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。<br>植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。<br>擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、届出書と照合できるように番号を付すること。 |
| 5                   | 土地の断面図   | 盛土又は切土をする前後の地盤面                                                                       | 1/2,500 以上  | 高低差の著しい箇所について作成すること。                                                                                                 |
| 6                   | 排水施設の平面図 | 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法のり寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称                                   | 1/500 以上    |                                                                                                                      |
| 7                   | 崖の断面図    | 崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法               | 1/50 以上     | 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。                                                                                   |
| 8                   | 擁壁の断面図   | 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 | 1/50 以上     |                                                                                                                      |
| 9                   | 擁壁の背面図   | 擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び                                                        | 1/50 以上     |                                                                                                                      |

|    |              |                                                                             |         |                                  |
|----|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------|
|    |              | 寸法                                                                          |         |                                  |
| 10 | 崖面崩壊防止施設の断面図 | 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法 | 1/50 以上 |                                  |
| 11 | 崖面崩壊防止施設の背面図 | 崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法                                      | 1/50 以上 | 水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。 |
| 12 | 写真           | 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況                                                    |         |                                  |
| 13 | 本人確認書類       | 住民票若しくは個人番号カード又は氏名及び住所を証する書類の写し                                             |         | 届出者が個人であるとき                      |
| 14 | 法人確認書類       | 登記事項証明書及び役員の住民票若しくは個人番号カード又は氏名及び住所を証する書類の写し                                 |         | 届出者が法人であるとき                      |
| 15 | その他          | 特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認める書類                                        |         |                                  |

(3) 擁壁等の除去工事及び公共施設用地の転用（法第21条・法第40条）

規制区域内の土地（公共施設用地を除く）において、次に該当する工事を行う場合、その工事に着手する日の14日前までに届出書（手引様式12）を提出しなければなりません。

【届出が必要な工事】

- 1 高さが2メートルを超える擁壁若しくは崖面崩壊防止施設を全部又は一部除却する工事
- 2 地表水等を排除するための排水施設を全部又は一部除却する工事
- 3 地滑り抑止ぐい等を全部又は一部除却する工事

また、公共施設用地を宅地又は農地等に転用する場合、その転用した日から14日以内に届出書（手引様式13）を提出しなければなりません。

## 2 工事の許可（法第12条・法第30条）

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において第1章第1節3（2）規制対象規模となる宅地造成、特定盛土又は土石の堆積等に関する工事を行う場合は、当該工事に着手する前に許可を受けなければなりません。

### （1）許可に必要な書類

宅地造成又は特定盛土等に関する工事又は土石の堆積に関する工事の許可に必要な図書の一覧は、次のとおりです。

許可を受けようとする場合は、申請書に必要な図書を添付し、正本1部及び副本1部を提出してください。

| ■宅地造成又は特定盛土等に関する工事（省令第7条第1項） |          |                                                                                       |             |                                                                                                                       |
|------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 図書の種類                        |          | 明示すべき事項                                                                               | 縮尺          | 備考                                                                                                                    |
| 1                            | 申請書      |                                                                                       |             | 手引様式1                                                                                                                 |
| 2                            | 位置図      | 方位、道路及び目標となる地物                                                                        | 1/10,000 以上 |                                                                                                                       |
| 3                            | 地形図      | 方位及び土地の境界線                                                                            | 1/2,500 以上  | 等高線は、2 mの標高差を示すものとする。                                                                                                 |
| 4                            | 土地の平面図   | 方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置           | 1/2,500 以上  | 断面図を作成した箇所には断面図と照合できるように記号を付すること。<br>植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。<br>擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、届出書と照合できるように番号を付すること。 |
| 5                            | 土地の断面図   | 盛土又は切土をする前後の地盤面                                                                       | 1/2,500 以上  | 高低差の著しい箇所について作成すること。                                                                                                  |
| 6                            | 排水施設の平面図 | 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法のり寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称                                   | 1/500 以上    |                                                                                                                       |
| 7                            | 崖の断面図    | 崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法               | 1/50 以上     | 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。                                                                                    |
| 8                            | 擁壁の断面図   | 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 | 1/50 以上     |                                                                                                                       |
| 9                            | 擁壁の背面図   | 擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び                                                        | 1/50 以上     |                                                                                                                       |

|    |              |                                                                                |         |                                                           |
|----|--------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------|
|    |              | 寸法                                                                             |         |                                                           |
| 10 | 崖面崩壊防止施設の断面図 | 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法    | 1/50 以上 |                                                           |
| 11 | 崖面崩壊防止施設の背面図 | 崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法                                         | 1/50 以上 | 水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。                          |
| 12 | 構造計算書        | 擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定                                                          |         | 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するとき                            |
| 13 | 安定計算書        | 土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算                                                      |         | 災害が生ずるおそれ特に大きい土地において高さが15mを超える盛土をする場合<br>擁壁の設置が必要でない崖面の場合 |
| 14 | 設計者の資格確認書類   | 卒業証明書及び実務経歴を証する書類                                                              |         | 手引様式22                                                    |
| 15 | 写真           | 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況                                                       |         |                                                           |
| 16 | 本人確認書類       | 住民票若しくは個人番号カード又は氏名及び住所を証する書類の写し                                                |         | 届出者が個人であるとき                                               |
| 17 | 法人確認書類       | 登記事項証明書及び役員の住民票若しくは個人番号カード又は氏名及び住所を証する書類の写し                                    |         | 届出者が法人であるとき                                               |
| 18 | 資金計画書        |                                                                                |         | 手引様式2                                                     |
| 19 | 土地所有者の同意書    | 工事区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得たことを証する書類 |         | 手引様式21<br>印鑑証明書を添付すること。                                   |
| 20 | 住民への周知に関する書類 | 工事区域周辺の地域住民に対し、説明会の開催その他の当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講じたことを証する書類                      |         | 説明会の開催状況の写真や工事の内容を記載し住民に配布した書面を添付すること。                    |
| 21 | その他          | 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認める書類                                     |         |                                                           |

| ■土石の堆積に関する工事（省令第7条第2項） |                |                                                                                                                                                                         |             |                                                                                                                             |
|------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 図書の種類                  |                | 明示すべき事項                                                                                                                                                                 | 縮尺          | 備考                                                                                                                          |
| 1                      | 申請書            |                                                                                                                                                                         |             | 手引様式3                                                                                                                       |
| 2                      | 位置図            | 方位、道路及び目標となる地物                                                                                                                                                          | 1/10,000 以上 |                                                                                                                             |
| 3                      | 地形図            | 方位及び土地の境界線                                                                                                                                                              | 1/2,500 以上  | 等高線は、2 m の標高差を示すものとする。                                                                                                      |
| 4                      | 土地の平面図         | 方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 | 1/500 以上    | 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。<br>空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。 |
| 5                      | 土地の断面図         | 土石の堆積を行う土地の地盤面                                                                                                                                                          | 1/500 以上    |                                                                                                                             |
| 6                      | 構造計算書          | 構造物の概要、構造計画、応力算定及び断面算定                                                                                                                                                  |             | 堆積した土石の崩壊を防止するため構造物を設置したとき                                                                                                  |
| 7                      | 土砂流出防止措置に関する図面 | 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置の内容が適切であることを証する内容                                                                                                                                   |             | 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置したとき<br>堆積した土石を防水性のシートで覆うとき<br>堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積するとき                                       |
| 8                      | 写真             | 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況                                                                                                                                                 |             |                                                                                                                             |
| 9                      | 本人確認書類         | 住民票若しくは個人番号カード又は氏名及び住所を証する書類の写し                                                                                                                                         |             | 届出者が個人であるとき                                                                                                                 |
| 10                     | 法人確認書類         | 登記事項証明書及び役員の住民票若しくは個人番号カード又は氏名及び住所を証する書類の写し                                                                                                                             |             | 届出者が法人であるとき                                                                                                                 |
| 11                     | 資金計画書          |                                                                                                                                                                         |             | 手引様式4                                                                                                                       |
| 12                     | 土地所有者の同意書      | 工事区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用                                                                                                                                           |             | 手引様式2 1<br>印鑑証明書を添付                                                                                                         |

|    |              |                                                           |  |                                        |
|----|--------------|-----------------------------------------------------------|--|----------------------------------------|
|    |              | 貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得たことを証する書類         |  | すること。                                  |
| 13 | 住民への周知に関する書類 | 工事区域周辺の地域住民に対し、説明会の開催その他の当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講じたことを証する書類 |  | 説明会の開催状況の写真や工事の内容を記載し住民に配布した書面を添付すること。 |
| 14 | その他          | 土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認める書類                      |  |                                        |

### 3 工事着手の届出（規則第5条）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を受けた工事主は、工事の着手までに次の図書を提出してください。

- ・工事着手届出書（手引様式23）
- ・工事工程表（手引様式24）
- ・主任技術者届出書（手引様式25）
- ・主任技術者経歴書（手引様式26）
- ・緊急時連絡先届出書（手引様式27）
- ・標識が設置された状況を示す写真

### 4 中間検査（法第18条・法第37条）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた工事主は、工事が次の規模に該当し、特定工程を含む場合、当該特定工程に係る工事を終えたときは、中間検査を申請しなければなりません。

また、特定工程後の工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工することができません。

なお、土石の堆積に関する工事は、中間検査を申請する必要はありません。

#### （1）中間検査が必要な工事の規模

- 1）盛土で高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 2）切土で高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 3）盛土と切土を同時にする場合において高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 4）盛土で高さが5メートルを超えるもの
- 5）盛土又は切土で30cmを超える面積が3,000平方メートルを超えるもの

#### （2）中間検査が必要な特定工程

- 1）盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程
- 2）1）の排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程

#### （3）中間検査の申請に必要な図書

- 1）中間検査申請書（手引様式9）
- 2）特定工程に係る工事の内容を明示した平面図

#### （4）中間検査の申請期間

- （2）の特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に申請をしてください。

### 5 定期報告（法第19条・法第38条）

中間検査が必要な工事の規模の許可を受けた工事主は、一定期間ごとに工事の実施状況等を報告しなければなりません。

#### （1）定期報告の内容

定期報告が必要な工事の規模に該当する場合、当該工事が完了するまでの間、報告書に報告の時点における土地及びその付近の状況を明らかにする写真とその他の書類を添付して、提出してください。

| 行為          | 工事の規模                                                                                                                                                                                                 |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宅地造成又は特定盛土等 | <ul style="list-style-type: none"><li>・盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真</li><li>・工事が施行される土地の所在地</li><li>・工事の許可年月日及び許可番号</li><li>・前回の報告年月日（2回目以降の定期報告を行う場合）</li><li>・報告の時点における盛土又は切土の高さ、面積、土量</li></ul> |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況</li> </ul>                                                                                                                                                                                    |
| 土石の堆積 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真</li> <li>・ 工事が施行される土地の所在地</li> <li>・ 工事の許可年月日及び許可番号</li> <li>・ 前回の報告年月日（2回目以降の定期報告を行う場合）</li> <li>・ 報告の時点における土石の堆積の高さ、面積、土量</li> <li>・ 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量</li> </ul> |

（３）定期報告の期間

定期報告は、許可を受けた日から３か月ごとに行ってください。

６ 完了検査（法第１７条・法第３６条）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事又は土石の堆積に関する工事が完了したときは、技術的基準に適合しているか、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかについて、検査を申請しなければなりません。

検査の結果、工事が技術的基準に適合していると認めた場合や、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、検査済証又は確認済証を許可申請者に交付します。

（１）完了検査の申請に必要な図書

- １）宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合  
完了検査申請書（手引様式７）
- ２）土石の堆積に関する工事の場合  
完了検査申請書（手引様式８）

（２）完了検査の申請期間

工事が完了した日から４日以内に完了検査申請書を提出してください。

### 第3節 許可の変更、廃止等

#### 1 許可の内容を変更するとき

許可工事の内容を変更しようとするときは、変更許可を受けなければなりません。次の図書を正副2部提出してください。

- ・変更許可申請書（手引様式5・手引様式6）
- ・工事計画の変更内容を明示した図書

#### 2 届出の内容を変更するとき

特定盛土等規制区域内で行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出（手引様式14・手引様式15）の内容を変更しようとするときは、工事の変更届出書（手引様式16・手引様式17）を提出してください。

また、区域指定時点で既に行われている工事の届出（手引様式10・手引様式11）又は、擁壁等の除去工事の届出（手引様式12）の内容を変更しようとするときは、工事変更届出書（手引様式28）を提出してください。

#### 3 許可の内容の軽微な変更をするとき

次に掲げる軽微な内容の変更をするときは、以下の提出書類を1部提出してください。

（宅地造成又は特定盛土等、土石の堆積に関する工事）

- ・工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更。ただし、土石の堆積に関する工事の場合は変更前の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間）を超えないものに限る。※変更前より工事期間が長くなるもの

（提出書類）

- ・工事変更届出書（手引様式28）
- ・変更事由を証する書類
- ・工事計画の変更内容を明示した図書

#### 4 許可の中止、廃止又は再開をするとき

許可を受けた工事が完了する前に、工事を中止又は廃止する場合や、中止していた許可工事を再開しようとするときは、中止・廃止・再開届出書（手引様式29）を1部提出してください。

## 第3章 技術基準

### 第1節 技術的基準の概要（法第13条・法第31条・政令第7条～20条）

規制区域内において行われる宅地造成、特定盛土等、土石の堆積に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設の設置、その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければなりません。

具体的な技術的基準の内容や設計の考え方は、下記の国土交通省ホームページに掲載している「盛土等防災マニュアル」及び「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」をご確認ください。

アドレス：<https://www.mlit.go.jp/toshi/morido-hourei.html>

二次元コード：



### 第2節 法令で定められた技術的基準

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令で定められた技術的基準の主な内容は次のとおりです。

なお、記載されていない事項は、「盛土等防災マニュアルの解説」を参考にしてください。

#### ■宅地造成及び特定盛土等に関する工事

##### 1 地盤について講ずる措置に関するもの（令第7条）

- 1) おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、ローラーやローラーに類する建設機械を用いて締め固めること。
- 2) 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。
- 3) 1) 及び2) のほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の設置その他の措置を講ずること。
- 4) 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。
- 5) 盛土又は切土をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。
- 6) 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。
- 7) 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

##### 2 擁壁の設置に関するもの（令第8条～13条・令第17条）

- 1) 盛土又は切土をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。ただし、土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面を除く。

| 土 質                               | 擁壁を要しない勾配の上限 |             |
|-----------------------------------|--------------|-------------|
|                                   | 高さ関係なし       | 高さ5メートル以内   |
| 軟岩（風化の著しいものを除く。）                  | 60度（約1：0.6）  | 80度（約1：0.2） |
| 風化の著しい岩                           | 40度（約1：1.2）  | 50度（約1：0.9） |
| 砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土<br>その他これらに類するもの | 35度（約1：1.5）  | 45度（約1：1.0） |

※高さとは崖面上端から下方までの垂直距離

- 2) 擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。
  - 3) 擁壁の構造は、構造計算によって、土圧等による破壊、転倒、基礎の滑り、沈下が生じないか確かめること。
  - 4) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。
  - 5) 構造材料又は構造方法が上記の規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものを使用する場合は、許可申請時に認定書、仕様書等の写しを提出すること。
- 3 崖面崩壊防止施設の設置に関するもの（令第14条）
- 1) 擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。
  - 2) 崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものであること。
    - イ 6) の事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
    - ロ 土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
    - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。
- 4 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの（令第15条）
- 1) 擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われていない崖面が、風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずること
  - 2) 地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずること。ただし、崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付した土地の地表面や、道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面は除く。
- 5 排水施設の設置に関するもの（令第16条）
- 1) 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
  - 2) 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。
  - 3) その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
  - 4) 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、管渠の始まる箇所、排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所、管渠の内径又は内法のり幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
  - 5) ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
  - 6) ますの底に深さが15センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。

#### ■土石の堆積に関する工事

- 1 土石の堆積に関するもの（令第19条）
- 1) 土石の堆積は、勾配が10分の1以下である土地において行うこと。
  - 2) 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。

- 3) 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が10分の1以下であるものに限る）を設けること。
- イ 堆積する土石の高さが5メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地
  - ロ 堆積する土石の高さが5メートルを超える場合 当該高さの2倍を超える幅の空地
- 4) 堆積した土石の周囲には、人がみだりに立ち入らないよう、柵その他これに類するものを設けること。また、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示すること。
- 5) 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することやその他の必要な措置を講ずること。
- 6) 3) 及び4) の規定は、次に定める措置を講ずる場合には、適用しない。
- イ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設を設置する場合
  - ロ 堆積した土石を防水性のシートで覆うなど、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置をすること、かつ、堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積するなど、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置を講ずる場合

## 第4章 行政処分

### 第1節 行政処分の種類について

本市では、違法性・危険性の疑いのある盛土等を発見した場合、緊急対応が必要な危険性があるか確認を行ったうえで、危険性があると判断した場合、緊急対応を行ったうえで行政処分の対象である盛土規制法の許可対象に該当しているかの確認を行います。

盛土規制法での行政処分として、「監督処分」と「改善命令」の2種類の方法を規定しています。

「監督処分」は、許可制度上の違反がある盛土等が対象となり、「改善命令」は、許可制度の対象外であるものの、危険性のある盛土等が対象となります。

行政処分の種類

| 区分    | 対象                                                                                                          | 処分   |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 不法盛土等 | 許可の対象であり、技術的基準や手続に違反のある盛土等<br>(無許可工事、技術的基準違反の盛土 等)                                                          | 監督処分 |
| 危険盛土等 | 許可対象かどうか関係なく区域指定前からある既存盛土等も含め<br>危険性のある盛土等<br>(区域指定前に工事着手した盛土等、工事着手時期が不明な盛土<br>等、届出対象の盛土等、適用除外対象行為に該当する盛土等) | 改善命令 |

### 第2節 監督処分について（法第20条・法第39条）

監督処分では、違反内容や工事の進捗状況等を踏まえ、命令内容と命令可能な相手方を決定します。命令対象者は、原因行為者等のほか、工事後の場合は土地所有者等に対しても命令を行います。

監督処分の種類

| 命令の相手方                                     | 命令内容                   | 条項       |
|--------------------------------------------|------------------------|----------|
| 許可を受けた者<br>許可に付した条件に違反した者                  | 許可の取り消し                | 法第20条第1項 |
| 工事主<br>当該工事の請負人（下請人を含む。）<br>現場管理者          | 工事施行停止命令<br>災害防止措置命令   | 法第20条第2項 |
| 土地の所有者・管理者・占有者<br>工事主                      | 土地の使用禁止・制限<br>災害防止措置命令 | 法第20条第3項 |
| 工事主<br>当該工事の請負人（下請人を含む。）<br>現場管理者<br>工事従事者 | 緊急工事施行停止命令             | 法第20条第4項 |

### 第3節 改善命令について（法第23条・法第42条）

改善命令が必要な危険性があるかどうか、「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」の双方から判断します。命令対象者は、土地所有者等のほか、原因行為者に対しても改善命令を行います。

改善命令の種類

| 命令の相手方                      | 命令内容                        | 条項       |
|-----------------------------|-----------------------------|----------|
| 土地の所有者・管理者・占有者<br>工事主・工事施行者 | 災害の防止のため必要な措置の勧告            | 法第22条第2項 |
| 土地又は擁壁等の<br>所有者・管理者・占有者     | 土地の利用状況等からみて<br>相当な限度での改善命令 | 法第23条第1項 |
| 原因行為者                       |                             | 法第23条第2項 |

#### 第4節 罰則について（法第55条・法第56条）

悪質性の高い違反行為については、速やかに行政処分を行うとともに、警察への刑事告発を検討します。違反行為における罰則規定は、次のとおりです。

| 違反行為                 | 条項                       | 対象                                                        | 法定刑   |          | 法人重科    |
|----------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------|-------|----------|---------|
|                      |                          |                                                           | 懲役    | 罰金       | 罰金      |
| 無許可工事                | 法第55条第1項第1号〔法第55条第1項第2号〕 | 許可を受けずに盛土等に関する工事をした者                                      | 3年以下  | 1000万円以下 | 3億円以下   |
| 虚偽申請                 | 法第55条第1項第3号              | 偽りその他不正な手段により許可を受けた者                                      | 3年以下  | 1000万円以下 | 3億円以下   |
| 立入検査拒否等              | 法第56条第4号                 | 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者                                        | 1年以下  | 300万円以下  | 300万円以下 |
| 報告徴取拒否等              | 法第58条第5号                 | 報告徴取で報告をせず、又は虚偽の報告をした者                                    | 6か月以下 | 30万円以下   | 30万円以下  |
| 命令違反<br>（監督処分）       | 法第55条第1項第4号              | 監督処分に違反した者                                                | 3年以下  | 1000万円以下 | 3億円以下   |
| 命令違反<br>（改善命令）       | 法第56条第3号                 | 改善命令に違反した者、法第27条第1項の規定による届出に対する勧告に違反した者                   | 1年以下  | 300万円以下  | 1億円以下   |
| 技術的基準違反              | 法第55条第2項及び第3項            | 技術的基準に違反して工事の設計をした者（設計図書を用いない又は設計図書に従わないで工事を施行した場合は工事施行者） | 3年以下  | 1000万円以下 | 3億円以下   |
| 中間検査・完了検査違反          | 法第56条第1号                 | 完了検査（土石の堆積の場合、完了確認）、中間検査を申請せず、又は虚偽の申請をした者                 | 1年以下  | 300万円以下  | 300万円以下 |
| 定期報告違反               | 法第56条第2号                 | 定期報告をせず、又は虚偽の報告をした者                                       | 1年以下  | 300万円以下  | 300万円以下 |
| 特定盛土等規制区域における工事の届出違反 | 法第57条                    | 工事の届出をしないで工事を行い、又は虚偽の届出をした者                               | 1年以下  | 100万円以下  | 100万円以下 |
| 基礎調査のための土地の立入り拒否等    | 法第58条第1号                 | 基礎調査における土地の立入りを拒み、又は妨げた者                                  | 6か月以下 | 30万円以下   | 30万円以下  |
| 区域指定時の工事の届出違反        | 法第58条第3号                 | 区域指定時に行っている工事について届出なかった、または虚偽の届出をした者                      | 6か月以下 | 30万円以下   | 30万円以下  |
| 擁壁等に関する工事の届出違反       | 法第58条第4号                 | 擁壁等に関する工事について届出をしなかった、または虚偽の届出をした者                        | 6か月以下 | 30万円以下   | 30万円以下  |
| 公共施設用地の転用の届出違反       | 法第58条第3号                 | 公共施設用地の転用について届出をしなかった、または虚偽の届出をした者                        | 6か月以下 | 30万円以下   | 30万円以下  |
| 標識掲示義務違反             | 法第59条                    | 許可を受けている旨の標識を掲示しなかった者                                     |       | 50万円以下   | 50万円以下  |
| 軽微な変更の届出違反           | 法第61条                    | 軽微な変更の届出をせず又は虚偽の届出をした者                                    |       | 30万円以下   |         |

## 第5章 各種様式

### 第1節 様式一覧

|                              |     |         |            |
|------------------------------|-----|---------|------------|
| <b>1 省令様式</b>                |     |         |            |
| 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書      | ・・・ | 手引様式 1  | (省令様式第 2)  |
| 資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）     | ・・・ | 手引様式 2  | (省令様式第 3)  |
| 土石の堆積に関する工事の許可申請書            | ・・・ | 手引様式 3  | (省令様式第 4)  |
| 資金計画書（土石の堆積に関する工事）           | ・・・ | 手引様式 4  | (省令様式第 5)  |
| 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書    | ・・・ | 手引様式 5  | (省令様式第 7)  |
| 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書          | ・・・ | 手引様式 6  | (省令様式第 8)  |
| 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書    | ・・・ | 手引様式 7  | (省令様式第 9)  |
| 土石の堆積に関する工事の確認申請書            | ・・・ | 手引様式 8  | (省令様式第 11) |
| 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書    | ・・・ | 手引様式 9  | (省令様式第 13) |
| 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書        | ・・・ | 手引様式 10 | (省令様式第 15) |
| 土石の堆積に関する工事の届出書              | ・・・ | 手引様式 11 | (省令様式第 16) |
| 擁壁等に関する工事の届出書                | ・・・ | 手引様式 12 | (省令様式第 17) |
| 公共施設用地の転用の届出書                | ・・・ | 手引様式 13 | (省令様式第 18) |
| 特定盛土等に関する工事の届出書              | ・・・ | 手引様式 14 | (省令様式第 19) |
| 土石の堆積に関する工事の届出書              | ・・・ | 手引様式 15 | (省令様式第 20) |
| 特定盛土等に関する工事の変更届出書            | ・・・ | 手引様式 16 | (省令様式第 21) |
| 土石の堆積に関する工事の変更届出書            | ・・・ | 手引様式 17 | (省令様式第 22) |
| 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識         | ・・・ | 手引様式 18 | (省令様式第 23) |
| 土石の堆積に関する工事の標識               | ・・・ | 手引様式 19 | (省令様式第 24) |
| <b>2 細則様式</b>                |     |         |            |
| 基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等の許可申請書 | ・・・ | 手引様式 20 | (様式第 1 号)  |
| 工事施行等同意書                     | ・・・ | 手引様式 21 | (様式第 4 号)  |
| 設計者の資格に関する申告書                | ・・・ | 手引様式 22 | (様式第 5 号)  |
| 工事着手届出書                      | ・・・ | 手引様式 23 | (様式第 6 号)  |
| 工事工程表                        | ・・・ | 手引様式 24 | (様式第 7 号)  |
| 主任技術者届出書                     | ・・・ | 手引様式 25 | (様式第 8 号)  |
| 主任技術者経歴書                     | ・・・ | 手引様式 26 | (様式第 9 号)  |
| 緊急時連絡先届出書                    | ・・・ | 手引様式 27 | (様式第 10 号) |
| 工事変更届出書                      | ・・・ | 手引様式 28 | (様式第 12 号) |
| 工事中止・廃止・再開届出書                | ・・・ | 手引様式 29 | (様式第 13 号) |
| 工事協議申出書                      | ・・・ | 手引様式 30 | (様式第 14 号) |